

第1章

物品貿易の諸論点

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、製品の国籍を決定する基準や手続を定める原産地規則、アン

チ・ダンピングについての規律、基準認証、EPA/FTA による自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

<関税>

EPA/FTA においては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行関税率からの一定年数による段階的撤廃等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われている今日、国内関係者は我が国が締結した EPA/FTA における関税撤廃及び削減に関する理解を深めることに加え、他国の EPA/FTA における関税撤廃及び削減について理解を深めていくことが重要である。なお、EPA/FTA における関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT 第 24 条の規律が課されている。(GATT 第 24 条の規律については、第 II 部第 16 章を参照)。

1. 関税撤廃の方式

各 EPA/FTA において、関税撤廃の方式は、品目ごとに、撤廃期間、撤廃の基準となる税率（ベースレート）、撤廃の方法によって決定される。これらは、一般的に「譲許表 (Tariff Schedule)」と呼ばれる協定本体の附属書 (Annex) 及び注釈に

おいて規定される。

(1) 関税撤廃期間

① 先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

先進国間、先進国・開発途上国間の EPA/FTA では、2001 年発効のシンガポール—NZ 協定のように全品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合、最短で即時撤廃、最長で GATT 第 24 条の解釈に関する了解において「妥当な期間」とされる 10 年間での関税撤廃とし、さらに 3 年、5 年、7 年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

② 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間の EPA/FTA では、授權条項(前述)を根拠に、一般的に長期間で関税撤廃されることが多い。例えば、2005 年に物品貿易協定が発効した中国アセアン協定(※一部品目については、2004 年からアーリーハーベスト(後述)を実施)では、中国及びアセアン原加盟国については、原則 4 年(関税率 10%未満)又は 5 年(関税率 10%

以上)、一部の品目については7年で関税撤廃するとし、CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)については原則10年、一部の品目については13年となっている。なお、CLMVの10年超の関税撤廃品目は各国品目数の約4.8%まで認められている。1992年発効のAFTAについては、アセアン原加盟国とCLMVで具体的な年数は異なるものの、概ね10年程度で関税率0~5%を実現し、さらに10年程度をかけ関税撤廃を実現することとしている。

(2) 撤廃の基準となる税率(ベースレート)

ベースレートは通常、交渉時の実行最恵国(MFN: Most Favored Nation)税率が適用される。ただし、ベースレートを交渉当時のMFN税率としない例も存在する。例えば、これまでの日本のEPAにおいて、相手国が一般特惠制度(GSP: Generalized System of Preferences)適用国の場合、GSP税率適用品目については、一部の例外を除き、GSP税率をベースレートとしている(これらの品目は、EPA発効後、原則としてGSP適用の対象外となる)。また、品目のセンシティブリティをベースレートに反映させる例も存在する。日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)や日ベトナムEPAにおいて、ベトナムは、一部の鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品、化学品などについて、各産業における投資の呼び込み・投資計画の保護の重要性を主張し、WTO譲許税率を超えない範囲で、MFN税率よりも高い税率をベースレートとしている。なお、EPA/FTAは二国間又は多国間での特惠関係であるが、EPA/FTA締結国がMFN税率を自主的に下げたことにより、品目によってはMFN税率がEPA/FTA特惠税率よりも低くなる場合が発生する(税率逆転現象)。こうした場合を想定し、我が国が締結するEPA/FTAでは、MFN税率がEPA/FTA特惠税率より低い場合にEPA税率はMFN税率と同じ税率になると規定しているものもある。(日豪EPA第2・4条第4項等)。一方、EPA/FTAは特惠関係であるからEPA/FTA特惠税率はMFN税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EUチ

リFTAやシンガポール-インドFTAにおいては、MFN税率が引き下げられた場合、そのMFN税率を新たなベースレートとして同様の法則に従い撤廃する税率を新たなEPA/FTA特惠税率とする方法が採用されている。

(3) 撤廃の方法

関税撤廃の方法としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方法、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方法が基本的に適用される。但し、①及び②以外の関税撤廃方法については③ベースレートから数年間または関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方法(米韓FTAにおける米国側乗用車等)、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方法(豪タイ協定のタイ側自動車等)等、関税の引き下げ方が均等でない方法も存在する。関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては一般的に、品目ごとのセンシティブリティに応じて関税撤廃方法及び期間を定めている。例えば、NAFTAにおいて原則として即時撤廃、4年、9年、14年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、品目ごとにカテゴリーを決めるとともに、さらに原則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方法を定めている。一方で、ベースレートによって撤廃期間及び撤廃方法を機械的に定める場合があり、例えば、豪NZFTAでは、ベースレート5%を超えるものは5年以内に撤廃、5%以下のものは即時撤廃を規定し、中国アセアンFTAではベースレートに応じて5分類(中国及びアセアン原加盟国)の関税撤廃方式を規定している。また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト(early harvest)方式がある。例えば、インド-タイFTAにおいては、家電製品や自動車部品等82品目について2004年9月からアーリーハーベストを実施し、既に関税が撤廃されている。また台湾-中国の海峡両岸経済協力枠組協議(ECFA)においても石油化学製品や機械、繊維製品等806品目(中国側539品目、台湾側267品目)について、2011年1月から2013年

1月までにアーリーハーベスト方式での関税撤廃を実施した。

また、サービス分野ではよく見られる最恵国待遇に関税率について約束している例が存在する。米ペルーFTAでは、同FTAの交渉妥結以降（2005年12月）にペルーが、牛肉、豚肉、ミルク、バター、調整食料品などの農林水産分野の一部の品目について、米国に約束した特惠税率よりも低い関税率を第三国とのEPA/FTAにおいて約束した場合、その特惠税率が自動的に米国に対しても適用されることを規定している。

（4）関税撤廃の例外品目

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げのみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④新規関税の導入及び関税

引き上げの禁止（スタンドスティル）を約束している品目、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目（除外品目）に大別される。

2. その他の関連規定

輸出税

輸出税（※第Ⅱ部第3章〈参考〉コラム：「資源・エネルギーとWTOルール」参照）に関しては、GATT第11条第1項が関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTOプラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA、日ペルーEPA、日豪EPAなどでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA（第20条）では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

< 原産地規則 >

（1）ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を判定するために用いられる国内法令又はEPA/FTA協定上のルールであり、特惠分野に適用されるものと非特惠分野に適用されるものとに大別される。うち非特惠分野に適用されるものはWTO原産地規則協定において規律が定められ、現在、調和作業が進められている（詳しくは、第Ⅱ部第10章原産地規則参照）。特惠分野に適用されるものの1つであるEPA/FTA原産地規則は、EPA/FTA締約国の原産品であることの認定を行い、またEPA/FTA締約国で生産された産品のみならず、実質的に第三国で生産された産品が、ある締約国を経由して別の締約国に輸入される場合にまで、EPA/FTA上の特惠税率が適用されることを防ぐ（「迂回輸入」の防止）ことを主な目的として制定

されている。

（2）法的規律の概要

EPA/FTAにおける原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の2つから構成される。

① 原産地規則

原産地規則は、大別すると（a）産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、（b）当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、（c）第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

（a）原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

(i) 完全生産品基準

締約国領域内で「完全に生産される（例えば、ある国の中で牛を誕生させ飼育する、ある国の中の鉱山において鉄鉱石を採掘する等）」ことを要件とする。主に農産品や鉱物などに適用されている。

（注）また、「原産材料のみから生産される産品」という区分もほとんどの EPA/FTA 協定で規定されている。

(ii) 実質的変更基準

産品の生産において第三国からの輸入原材料（非原産材料）が用いられる場合に、当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容を定めたものである。実質的変更基準は、次の 3 基準を用いて記述するのが一般的である。

(イ) 関税分類変更基準 (CTC rule : Change in Tariff Classification rule)

非原産材料の関税分類番号と、それから生産される産品の関税分類番号とが異なるような生産・加工作業が締約国内で行われた場合に、実質的変更がなされたとみなされ、原産資格を付与するルールである。求められる変更の度合いは関税分類番号の桁数で指定され、関税分類番号の上 2 桁（類）の変更を CC (Change in Chapters)、上 4 桁（項）の変更を CTH (Change in Tariff Headings)、上 6 桁（号）の変更を CTSH (Change in Tariff Sub-Headings) と称する。変更前の材料が、当該産品の生産工程のより上流に遡るほど、締約国内でより広範な生産・加工作業の実施を要求することとなり、原産資格取得の困難度の高いルールとなる。一般的には、CTSH が最も原産資格取得の容易なルールである。

(ロ) 付加価値基準 (RVC rule : Regional Value Content rule)

締約国内において実施された調達・生産・加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値（閾値）を超えた場合に、実質的変更がなされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。CTC に比べて域内での調達や産業集積を管理しや

すいと言われるが、他方で、原産性の立証に際して、会計に関する詳細なデータの収集・整理が必要となるなど、産業界の作業負担が大きく、また材料の納入先に対してコスト情報の開示が求められる場合もある等の問題も指摘される。

(ハ) 加工工程基準 (SP rule : Specific Process rule)

締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に実質的変更がなされたとみなし、当該産品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。化学製品や繊維製品、半導体等に採用されていることがある。

なお、通常の EPA/FTA においては、これら 3 基準による認定方法の詳細についても、併せて規定される。また、個々の品目ごとの具体的なルールは、別途「品目別規則 (PSR : Product Specific Rules)」としてこれらの基準を用いつつ記述するのが一般的である。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。救済規定の主なもの、下記のとおりである。

(i) 累積

関税分類変更基準、付加価値基準双方に適用されうる救済規定であり、EPA/FTA 相手国の原産部分品である部品・材料を輸入して他の産品の生産に使用する場合、これらを自国の原産品たる部品・材料とみなすもの。また、一部の EPA/FTA では、EPA/FTA 相手国において行われた生産を、自国において行われた生産とみなすこともできる。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(ii) ロールアップ

産品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価額についても原産材料の価額に切り上げることができる規定である。

(iii) トレーシング

製品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを可能とする規定であり、また、原産材料の価額に、当該一次材料中の原産部分の価額を加算することを可能とする規定である。

(iv) デミニマス（僅少の非原産材料）

製品の品目別規則（PSR）が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて製品を生産したものの所要の品目別規則（PSR）を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の製品に占める割合が製品の価額又は製品の重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する。つまり、僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定**(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定**

仮に、ある製品が形式的には所要の品目別規則（PSR）を満たした場合であっても、実は締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述した規定である。

(ii) 積送基準

輸出締約国から輸入締約国に製品を直接輸送することを求める規定であるが、物流・運搬の事情等により、仮に EPA/FTA 締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、製品の保存等の一定の軽微な作業では原産性を失わないことを定めた規定である。

② 原産地証明手続

世界の EPA/FTA における特惠原産地証明制度は、主に、第三者証明制度と自己証明制度の2つの制度に大別できる。また、自己証明制度は、義務や罰則の対象（主体）に着目すれば、認定輸出者による自己証明制度、輸出者等による自己証明制度、輸入者による自己証明制度の3つに分類すること

ができる。

(a) 第三者証明制度

輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して証明書を発給する制度。日本が締結している多くの EPA や AFTA (ASEAN Free Trade Area、アセアン加盟 10 か国間の自由貿易協定) 等において導入されている。

《特徴》

- ・ 証明書を受給した者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則・制裁等を輸出締約国当局が措置。
- ・ 輸入締約国税関当局による製品が原産品であるかの確認要請への対応は主に輸出締約国当局が実施。

(b) 自己証明制度**(i) 認定輸出者による自己証明制度**

輸出締約国当局によって認定された者が自ら原産地申告（原産地証明書）を作成。主に EU 等において導入されており、また、日本においても、2009年9月に発効した日スイス EPA、2012年3月に発効した日ペルー EPA 及び 2012年4月に発効した改正日メキシコ EPA において導入されている。

《特徴》

原産地申告（原産地証明書）を作成する認定輸出者に対する義務（文書保管義務等）や適切な罰則・制裁等を輸出締約国当局が措置。

- ・ 製品が原産品であるかの確認は、主に輸出締約国当局が、輸入締約国税関当局の要請に基づき実施。

(ii) 輸出者等による自己証明制度

輸出締約国内に所在する輸出者等（要件を国内法令で規定することが一般的）が証明書を作成。NAFTA、韓国・チリ FTA、豪州・チリ FTA、米国・韓国 FTA 等で導入されている。日本においても、2015年1月に発効した日豪 EPA、2016年2月に署名された環太平洋パートナーシップ（TPP）協定において導入されている。

《特徴》

- ・原産地証明書を作成する輸出者等に対する義務（文書保管義務等）等を輸出締約国当局が措置。
- ・産品が原産品であるかの確認は、輸入締約国税関当局が輸出者等に対して実施する場合と、輸出締約国当局が輸入締約国税関当局の要請に基づき実施する場合がある。

輸入者による自己証明制度

輸入者が証明書を作成。米国・豪州 FTA、米国・韓国 FTA 等で導入されている。日本においても、2015 年 1 月に発効した日豪 EPA、2016 年 2 月に署名された TPP において導入されている。

《特徴》

- ・原産地証明の主体は輸入者であり、当該者に対して輸入締約国当局が義務（文書保管義務等）等を措置。
- ・産品が原産品であるかの確認は基本的に輸入締約国税関当局が輸入者に対して実施。もしくは、輸入者に原産品に係る情報を提供した輸出者等に実施。

(3) 我が国及び世界の EPA/FTA 原産地規則

① 我が国の EPA/FTA 原産地規則

我が国がこれまでに締結済みの EPA の原産地規則は、基本要素はほぼ同じであるが、次のように、個別の協定ごとに多少の違いが存在する。

(i) 日シンガポール EPA

2002 年 1 月署名、11 月発効。我が国初の EPA である日シンガポール EPA については、一般特惠制度（GSP）の原産地規則の影響を受け、必要最小限の規定にとどまっていたが、その後の日マレーシア EPA 等では、産品が原産品であるかの確認のための措置として、輸入締約国当局が、輸出締約国に情報照会をすることや、現地訪問をすることができる規定が加わる等、より幅広い内容が盛り込まれ使いやすい原産地規則となったことを受け、またシンガポール側からの打診もあったことから、

2006 年 4 月より日シンガポール EPA 見直し交渉を開始し、ユーザーにとって使い勝手のよい日マレーシア EPA 等と同様の規則へ改定した。当該改訂済の協定は 2007 年 9 月に発効し、品目別規則（PSR）は日マレーシア EPA と同様、関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度を基本原則としている（Co-equal と呼ばれる）。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40% を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入しており、日本では、各地の商工会議所が原産地証明書の発給を行っている。

(ii) 日メキシコ EPA

2004 年 9 月署名、2005 年 3 月発効。内容的には NAFTA の流れをくみ、他の日本の EPA と比べると、相対的に詳細な規定が多い。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準が中心である。産品によって異なるが、付加価値基準の主な閾値として 50% を満たすことを求めている。なお、2009 年 4 月に協定見直し交渉が開始し、2011 年 9 月に改正議定書署名、2012 年 4 月に発効に至り、さらなる自由化が図られている。原産地証明制度は、これまで導入していた第三者証明制度（日本商工会議所が原産地証明書の発給を行っている）に加え、当該改正により、認定輸出者による自己証明制度が新たに導入された。

(iii) 日マレーシア EPA

2005 年 12 月署名、2006 年 7 月発効。日シンガポール EPA、日メキシコ EPA の経験を踏まえて設計された原産地規則であり、その後のアセアン諸国との EPA 交渉において、ベースとなる協定となった。日マレーシア EPA は、原産地規則・証明手続ともに、概ね基本的な要素が導入されており、かつ規定ぶりも相対的に見ればシンプルなものとなっている。品目別規則（PSR）は、関税分類変更基準か付加価値基準かのいずれかを選択できる制度（Co-equal）を基本としている。付加価値基準により原産性を取得する場合、主として付加価値 40% を求めている。なお、原産地証明制度は、第三者証明制度を導入しており、日本商工会議所が原産地証明書の発給を行っている（以下 iv ~ x vi

まで同じ)。

(iv) 日フィリピン EPA

2006年9月署名、2008年12月発効。基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則 (PSR) に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(v) 日チリ EPA

2007年3月署名、9月発効。アセアン諸国との EPA、日メキシコ EPA の経験を踏まえて設計された。日チリ EPA では、付加価値基準の算定方法によって異なる閾値を定めており、主として、製品の FOB 価額から非原産材料の価額を控除して算定する従来の方法 (build-down 方式) の場合は付加価値 45%、原産材料の価額を積み上げて算定する方法 (build-up 方式) の場合は付加価値 30%を満たすことを求めている。

(vi) 日タイ EPA

2007年4月署名、11月発効。基本的な構成は日マレーシア協定と同様であるが、品目別規則 (PSR) ではタイ側からの要望により化学製品について加工工程基準を導入している等の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(vii) 日ブルネイ EPA

2007年6月署名、2008年7月発効。基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則 (PSR) に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合主として、付加価値 40%を求めている。

(viii) 日インドネシア EPA

2007年8月署名、2008年7月発効。基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則 (PSR) に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(ix) 日アセアン EPA

2008年4月署名、12月発効。我が国にとって初めての多国間経済連携協定である。アセアン諸国との二国間 EPA ではカバーしきれない生産フローを自由化し、アセアン域内での生産ネットワークの強化が期待される。品目別規則 (PSR) は、協定上に付加価値 40%又は、関税分類番号の4桁 (CTH) を原則として規定し、それ以外を充足する必要がある品目については附属書の中で別途定めている。

(x) 日ベトナム EPA

2008年12月署名、2009年10月発効。基本的な構成は日アセアン EPA と同様であるが、品目別規則 (PSR) に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(xi) 日スイス EPA

2009年2月署名、9月発効。我が国にとって、欧米先進国との間の初の経済連携協定である。なお、原産地証明制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国の EPA では初めて認定輸出者による自己証明制度を導入している。

(xii) 日インド EPA

2011年2月署名、8月発効。インド側に迂回貿易の防止に対する強い懸念があり、主な品目別規則 (PSR) として関税分類番号6桁の変更と付加価値 35%を併用したルール (CTSH and VA 35%) を採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの製品については、より貿易促進的なルールを採用している。

(xiii) 日ペルー EPA

2011年5月署名、2012年3月発効。南米諸国との間ではチリに次ぐ経済連携協定である。原産地証明制度については、日スイス EPA に続き、第三者証明制度に加え、認定輸出者による自己証明制度を採用している。

(xiv) 日豪 EPA

2014年7月署名、2015年1月発効。原産地証明

制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国の EPA では初めて輸出者、生産者又は輸入者が自ら証明書を作成する自己申告制度（いわゆる完全自己証明制度）を導入している。

(xv) 日モンゴル EPA

2015年2月署名、2016年6月発効。基本的な構成は日マレーシア EPA と同様であるが、品目別規則 (PSR) に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値 40%を求めている。

(xvi) TPP

2016年2月署名。我が国にとっては日アセアン EPA に次ぐ多国間経済連携協定である。12か国で統一的原産地規則を用いることにより事業者の制度利用負担の緩和が期待されるほか、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度が採用された。品目別規則 (PSR) は、関税分類変更基準を基本としつつ、付加価値基準や加工工程基準との選択的併用制とする品目、付加価値基準のみとする品目などがある。原産地証明制度については、輸出者、生産者又は輸入者が自ら証明書を作成する自己申告制度を導入している。なお、繊維及び繊維製品に関しては別立ての章が設けられており、品目別規則 (PSR) では基本的にヤーン・フォワード・ルールが採用されている。

② 世界の EPA/FTA 原産地規則

世界には既に、大別して下記の 3 つの EPA/FTA 原産地規則の類型（米国が採用する米州型、EU が採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジ

ア型）が存在している。

(i) 米州型

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「ネットコスト方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している部分もある。証明方法は自己証明型を採用している（NAFTA 原産地規則の詳細については、コラム参照）。

(ii) 欧州型

EEA (European Economic Area、EU 加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定) 協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認定輸出者型と第三者証明の併用が基本となっている。

(iii) アジア型

ASEAN における共通市場の創設と地域の生産拠点化を進めるために更なる貿易円滑化等を進めるべく、2010年5月に AFTA (ASEAN Free Trade Area、アセアン加盟 10か国間の自由貿易協定) の共通効果特惠関税 (CEPT) に代わる ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA : ASEAN Trade in Goods Agreement) が発効した。ATIGA を利用する際の原産地規則については、付加価値基準か関税分類変更基準のどちらかを選択する方式 (Co-equal) を採用している。証明制度は、AFTA に代表されるとおり、第三者証明を採用している国が多いが、協定によっては認定輸出者自己証明制度等の自己証明型を採用している国も存在。



NAFTA の原産地規則

1992年に署名、1994年に発効した NAFTA の原産地規則は、原産地認定基準等に極めて精緻なルールが導入されている一方で、産業界の証明作業コストを軽減するための措置も手厚く盛り込まれているのが特徴。その後に締結した FTA (特に米州圏) における原産地規則のモデルともなっている。

・概要

NAFTA における原産地規則においては、米加自由貿易協定 (米加 FTA : USA-Canada Free Trade Agreement) と同様、関税分類変更基準 (CTC) が原則として採用され、一部の品目 (自動車、家電等) については、付加価値基準が、CTC と選択的、又

は単独で採用されている。また付加価値基準の計算式について、製品の取引価額をベースとして計算する「取引価格方式」と、材料費、人件費などを細かく産出して計算する「総経費方式」の二通りが設定されている。その他、アクセサリ、輸送容器、包装材の取扱い、第三国での積み替え時の対応、間接材料の取扱い、等の救済が定められている（これらの規定により、産品に付随するアクセサリ、輸送容器、包装材の計算・判定が簡素化され、また一定の要件の下、通関上等の理由による第三国への立ち寄りを認められる等、企業の申請に係るコストが軽減され、利便性が向上）。また、原産地証明制度については、産業界の原産地証明コスト極小化の観点から、企業の自己責任原則の下に、自己証明制度が導入されている。

・品目別規則（PSR）について

1. 繊維

繊維製品（代表例としてアパレル製品：衣類）が NAFTA 原産と認定されるためには、衣服製造の実質的な最終工程である縫製工程を行うことに加え、一部の産品を除き、衣服の材料である生地を生産する工程と、更に生地の材料である糸を生産する過程まで、全て NAFTA 域内で実施される必要があ

るとされている（図表Ⅲ-1-1）。これは、ヤーン・フォワード・ルールと呼ばれており、関税分類変更基準の類型の原産地規則の中でも厳しいルールと言える。但し、これとは別途、年ごとの一定の金額枠を設けて、より緩やかなルールの適用を認めている（いわば原産地規則を活用した“関税割当”的アプローチ）。

<図表Ⅲ-1-1> NAFTA における繊維製品の原産地規則

糸の生産	生地を生産	衣服の生産 (縫製)	アパレル製品の NAFTA原産地資格
域内	域内	域内	○
域外	域内	域内	×
域外	域外	域内	×

2. 自動車

自動車については、関税番号の項（4桁レベル）の変更に加えて、一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としている。達成すべき域内付加価値率については、発効当初は50%、その後段階的に上がっていき、最終的に62.5%の域内付加価値率が求められている（総経費方式）。

<AD、相殺措置>

(1) ルールの背景

近年、FTAの締結にあたり、WTO協定上認められているアンチ・ダンピング(AD)措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990年代以降こうした規定がFTAに盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によってFTA締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害されることを避けることや、FTA締結国間共通の競争政策をもってAD措置と代替させることにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進さ

せるといった狙いがある。

(2) WTO協定との関係

EPA/FTA協定におけるAD措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同一化、自由貿易の確立が前提であり、WTOの目的には整合的である。他方、AD措置の不適用までは至らないが、ADの手続面及び実体面における規律の強化(WTOプラスの規律)については、WTOのADルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD協定の規律強化を二国間で

先取りしていると評価することも可能である。その一方で、AD 調査や措置の発動に際し、FTA 締結国との関係でのみ WTO プラスの規律で特別に扱うことは、その内容によっては、GATT の最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

(3) 法的規律の概要

1990 年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTA における AD 措置の規定は大きく以下の 3 つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についてもこれに準ずる。）。

① WTO・AD 協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA 協定の中で、明示的に WTO・AD 協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTA の総則の中で、GATT 上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でも WTO 上の AD 規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポール EPA 等、多くの FTA がこの類型にあてはまる。

② WTO・AD 協定よりも規律を強化するもの

最近締結された FTA などでは、WTO プラスの AD 規律を導入している。例えば、NZ・シンガポール FTA では、①AD 税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の 2% から 5% へ引き上げ（第 9 条 1 (a)）、②上記①は新規調査事案のみならずレビューにも適用する（同 (b)）、③無視できるダンピング輸入量を 3% でなく 5% とし、輸入量が 5% を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同 (c)）、④上記③、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも 12 か月とする（同 (d)）、⑤AD 税賦課の期間を原則として 5 年から 3 年に短縮する（同 (e)）、などの点において規律強化が図られた。

また、韓国インド貿易協定においては、レッサー・デューティー・ルール（AD 課税決定の際、ダンピング・マージンと等価な税率を課さなくても国内産業への損害を除去できる場合は、当

該損害の除去に十分な程度の税率（ダンピング・マージンよりも低い税率）を適用することの義務化）（第 2.17 条）、ゼロイング（「第 I 部第 2 章 米国 アンチ・ダンピング」参照）の禁止（第 2.18 条）や措置撤廃後 1 年以内の再調査の禁止（第 2.19 条）が規定されるなど、WTO・AD 協定よりも規律強化が図られている。

こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定める FTA の例もある。例えば、EU 韓国 FTA（KOREUFTA）のように申請書を受理した当局が調査開始 15 日前に相手国に通知すること、米韓 FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州 FTA（TAFTA）のように AD 課税よりも価格約束の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

③ 協定締結国間での AD 措置の不適用を規定するもの

1990 年に豪州 NZ 経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係における AD 措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備して AD 措置を廃止することとし、AD 措置を相互不適用とした。また、カナダ・チリ FTA においては、2003 年以降、域内貿易に対する AD 措置を撤廃することとしつつ（第 M-01～03 条）、これにより想定外の状況が生じた場合の一定の協議事項を規定している（第 M-04 条）。

もともと、上記のうち、AD 措置の相互不適用を定める FTA は極めて例外的である。大部分の FTA は、締結国間での WTO 協定上の権利・義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与による「国内産業への損害」に対応する措置として、AD 措置及び相殺関税措置の発動を認めている。

(4) 我が国の EPA/FTA における AD 規律の概要

我が国がこれまで締結した EPA において、WTO プラスの規律が盛り込まれたのは日インド EPA のみであり、その他の EPA では WTO 協定上の権利・義

務を確認する（域内での WTO 協定に整合的な AD 措置の適用を認める）のみである（図表Ⅲ - 1-2 参照）。

平成 23 年 8 月に発効した日インド EPA では、AD 措置の手續面に関する WTO プラスの規律として、調査開始を求める申請書を受領した当事国が調査開始の少なくとも 10 執務日前までに相手国に対して申請の受領を通知し、申請書の全文提供を行うことを義務付けた規定（第 24 条）が盛り込まれた。これは我が国にとって、EPA において AD 措置に関

する具体的に強化した初の例といえる。

2016 年 2 月に署名された TPP では、AD/CVD について、WTO 協定上の権利義務が確認されたほか、透明性及び適正な手續を促進する運用として、調査過程等における具体的手續が義務的な形ではないが、挙げられている。これらの規定は、締約国の権利義務を定めるものではないが、透明性を促進する運用が共有されることにより、各締約国による AD 措置・CVD 措置の濫用を抑制する効果が期待される。

<図表Ⅲ - 1-2> 我が国の発効済み・署名済み EPA/FTA の AD、相殺措置に関する規定概要

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日本・シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5（b））	
日本・メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条（b））	
日本・マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条（b）（ii））	
日本・フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4（b））	
日本・チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第3条）、域内適用可能（第28条（d）（ii））	
日本・タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第15条（b）（ii））	
日本・ブルネイ	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日本・インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第12条1）、域内適用可能（第20条4（b））	
日本・ASEAN （AJCEP）	WTO協定上の権利及び義務を確認（第10条1）、域内適用可能（第13条（a）（ii））	
日本・ベトナム	WTO協定上の権利及び義務を確認（第9条1）、域内適用可能（第13条（b）（ii））	
日本・スイス	調査開始前の速やかな通知、要請に基づく協議の可能性の検討、WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認	WTO協定上の権利及び義務を確認（第7条1）、域内適用可能（第11条（c）（ii））

我が国のEPA/FTA	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
	(第7条1)、域内適用可能(第11条(c)(ii))	
日本・インド	WTO協定上の権利及び義務を確認(第12条1)、域内適用可能(第16条(b)(ii)) 調査開始前の通知及び申請書全文提供、通知を受けた締約国は輸出者等に通報可(第24条)	WTO協定上の権利及び義務を確認(第12条1)、域内適用可能(第16条(b)(ii))
日本・ペルー	WTO協定上の権利及び義務を確認(第2条1)、域内適用可能(第18条(e)(ii))	
日本・オーストラリア	WTO協定上の権利及び義務を確認(第2.11条)、域内適用可能(第1.2条(f)(ii))	
日本・モンゴル	WTO協定上の権利及び義務を確認(第2.17条)、域内適用可能(第2.1条(f)(ii))	
TPP	WTO協定上の権利及び義務を確認(第6.8条)、附属書6-Aにより透明性及び適正手続を促進する運用を規定	

＜セーフガード＞

(1) ルールの背景

① EPAの二国間セーフガード措置

多くのEPA/FTAでは、当該EPA/FTAによる関税譲許等の自由化に関する義務を負った相手国産品の輸入が急増した場合に関する二国間でのセーフガード措置を規定している。これは、EPA/FTAに基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、EPA/FTAにおける関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT上の最恵国関税に戻すことを認めるものであり、当該EPA/FTAに、その発動要件や手続を規定している。二国間セーフガード措置は、EPA/FTAの自由化交渉において、センシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティーバルブ(安全弁)

として機能しており、EPA/FTA交渉上重要な項目の1つである。

② 二国間セーフガード措置の分類

二国間セーフガード措置は、その内容により、以下の4つに分類することができる。すなわち、(1)主にWTOのセーフガード協定に準拠した内容のもの(米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール等)、(2)主にGATT第19条に準拠した内容のもの(AFTA、豪NZ等)、(3)一般的な二国間セーフガード制度を有しないもの(韓チリ等。但し、韓チリには農業についてのセーフガードは存在)、(4)一定の条件の下セーフガード措置の発動を認める欧州型(地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合にセーフガードの発動を認めるもの)(EFTA、EUメキシコ等)。日

本の EPA における二国間セーフガード措置はすべて、第一の類型のものである。以下、第一の類型に分類される措置を中心に、二国間セーフガード措置の特色と具体例を概観する。

(2) 法的規律の概要

① 二国間セーフガード措置の特色

(a) 関税引き上げ率の制限

二国間セーフガードは、その発動要件において、EPA/FTA に基づく関税の撤廃又は引下げの結果として輸入が増加することを要求するが、EPA/FTA 交渉時に予見し難かった事情であることまでは要求しておらず WTO のセーフガード措置とは性格の異なる制度であると考えられる。また WTO のセーフガード協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第5条第1項）、一般的に、EPA/FTA による二国間セーフガード措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引上げ幅についても、セーフガード協定では特段の定めがないのに対して、二国間セーフガード措置では EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率（二国間セーフガード措置をとる時点における実行 MFN 税率又は協定発効の前日における実行 MFN 税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。

以上の特色は、二国間セーフガード措置は、二国間 EPA/FTA の貿易自由化に対するセーフティバルブであり、EPA/FTA によって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えに基づくものと考えられる。

(b) 発動要件及び措置の制限

EPA/FTA が関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指していることを踏まえ、EPA/FTA に基づく二国間セーフガード措置の規律は WTO のセーフガード協定よりも規律が強化された内容となっていることが多い。例えば、セーフガード措置の発動要件を輸入の絶対的増加に限定する規定や、二国間セーフガード措置の適用を、EPA/ETA 発効後又は関税撤廃及び削減後の一定の経過期間に制限するもの、また、発動期間の上限をセーフガード

協定上認められた期間より短く設定するもの、更には暫定措置の発動を認めないものなどが存在する。また、我が国の締結した協定ではないものの、セーフガード措置の適用を禁止する僅少（デミニマス）基準を導入している FTA（例：シンガポール-インド FTA）もある。

(i) 発動要件及び措置が制限されている事例

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。また、措置の発動期間については、原則2年・最長4年（日シンガポール協定）や原則4年・最長5年（日マレーシア協定）など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。更に、諸外国の協定のうち、僅少要件を規定している例としては、調査対象製品の輸入が、国内販売による市場シェアの2%以下又は総輸入（調査申請前の12か月間）の3%以下の場合には二国間セーフガード措置を執ってはならないとするシンガポール・インド FTA 等が存在する。

(ii) 二国間セーフガード措置が撤廃された事例

二国間セーフガード措置の適用を経過期間に制限し、実際にも経過期間終了後、二国間セーフガード措置が撤廃されている FTA も存在する。例えば、豪州-ニュージーランド経済協力協定（ANZCERTA : Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement）では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と定められていた。その後、1990年7月の物の貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、二国間セーフガード措置は廃止された。

また、我が国の EPA についてみると、2014年7月に署名した日本・豪州 EPA では二国間セーフガードの適用を経過期間に限定するものとして、初めて「経過的セーフガード制度」が導入されている。

なお、我が国が締結した EPA について、発動要件（輸入の絶対的増加か相対的増加か）、適用期

間（経過期間のみか恒久的か）、発動期間、再発動禁止期間、補償、リバランスの要件等の観点から整理したものが図表Ⅲ-1-3である。

② WTO 協定と EPA 二国間セーフガード措置の関係について

上述のとおり、我が国が締結した EPA において認められる二国間セーフガード措置は、EPA/FTA に基づく関税削減の停止、又は関税率を実行 MFN 税率ま

で引き上げることをのみを許容しており、原則として、WTO 協定との整合性の問題は発生しないと考えられる（GATT 第 24 条第 8 項の実質上すべての貿易について廃止しなければならない制限的通商規則該当性は議論の余地がある）。なお、我が国の法制度上、EPA/FTA に基づくセーフガード措置を発動している場合であっても、WTO 協定に基づくセーフガードの発動に特段の制限（EPA/FTA 締結国をセーフガードの対象から除外する等）が加えられることはない。

＜図表Ⅲ-1-3＞これまでのEPAにおけるセーフガード制度とWTO協定におけるセーフガード制度との比較

	署名	発効	対象国	発効要件	適用期間(見直し)	発効内容
SG協定	一般SG		全てのWTO加盟国	①事情の予見されなかった発展の結果、及び②当該協定に基づいて負う義務(関税譲許を含む)の効果による(GATT19条)、輸入の①相対的又は②絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ(2条1)	恒久的な制度	関税の引上げ又は輸入数量制限措置を行うことが可能(5条1)
TPP	多国間SG	2016年2月	協定締約国のうち、1もしくは2以上の国(選択できる)	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす原因となっているとき(3条1)	経過的な措置 経過期間とは協定発効から3年、それ以上の期間にわたり関税撤廃される商品については、その期間(6.1条)	関税の段階的引き下げの停止(6.3条2(a))
NAFTA	二国間SG	1992年12月	1994.1.1 協定締約国のみ	同上(801条1)	経過期間中(原則協定発効後10年、品目によっては最長15年)に限り(相手国の合意により経過期間後も可)(801条1.2(c)(i))	同上(801条1(a)) (801条1(b))
日シンガポール協定 (2007年3月改正議定書署名)	二国間SG	2002.1.13	2002.11.30 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(18条1)	2017年末日までに必要に応じ見直し(18条10)	関税の段階的引き下げの停止(18条1(a)) 発効時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(18条1(b))
日メキシコ協定	二国間SG	2004.9.17	2005.4.1 協定締約国のみ	同上(53条1)	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し(53条13)	同上(53条2(a)) (53条2(b))
日マレーシア協定	二国間SG	2005.12.13	2006.7.13 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(23条1)	同上(23条11)	同上(23条1(a)) (23条1(b))
日フィリピン協定	二国間SG	2006.9.9	2008.12.11 協定締約国のみ	同上(22条1)	同上(22条12)	関税の段階的引き下げの停止(22条1(a)) 発効時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(22条1(b)) 7年目の末日までは、措置発効時におけるMFN税率まで引き上げる事ができる(22条10)
日チリ協定	二国間SG	2007.3.27	2007.9.3 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(20条1)	同上(26条4)	関税の段階的引き下げの停止(20条2(a)) 発効時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(20条2(b))
日タイ協定	二国間SG	2007.4.3	2007.11.1 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす原因となっているとき(22条1)	協定発効から15年経過後に必要に応じ見直し(22条10)	同上(22条1(a)) (22条1(b))
日ブルネイ協定	二国間SG	2007.6.15	2008.7.31 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(21条1)	協定発効から5年経過後に必要に応じ見直し(21条11)	同上(21条2(a)) (21条2(b))
日インドネシア協定	二国間SG	2007.8.20	2008.7.1 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(24条1)	同上(24条11)	同上(24条1(a)) (24条1(b))
日ASEAN協定	多国間SG	2008.4.14	2008.12.1 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす原因となっているとき(20条2)	協定発効から10年以内に見直し(20条10)	同上(20条6(a)) (20条6(b))
日ベトナム協定	二国間SG	2008.12.24	2009.10.1 協定締約国のみ	同上(20条2)	協定発効から10年以内に見直し(20条13(a))	同上(20条4)
日スイス協定	二国間SG	2009.2.17	2009.9.1 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(20条1)	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し(20条11)	同上(20条2)
日インド協定	二国間SG	2010.10.2	2011.8.1 協定締約国のみ	同上(23条1)	協定発効から10年経過後又は締約国が合意する場合はそれ以前に見直し(23条10)	同上(23条2(a)) (23条2(b))
日ペルー協定	二国間SG	2011.5.31	2012.3.1 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき(30条1)	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し(36条)	同上(30条2(a)) (30条2(b))
日豪	二国間SG	2014.7.8	2015.1.15 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす本質的な原因となっているとき(2.13条1)	経過的な措置 経過期間は協定発効から8年もしくは関税撤廃から5年の長い方(2.1条(1)) 協定発効から10年後に必要に応じ見直し(2.15条8)	関税の段階的引き下げの停止(2.13条2(a)) 発効時におけるMFN税率又は協定発効前日におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(2.13条2(b))
日モンゴル	二国間SG	2015.2.10	2016.6.7 協定締約国のみ	当該協定で定める関税の引下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加又は相対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす原因となっているとき(2.8条1)	恒久的な制度 協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し(2.16条)	関税の段階的引き下げの停止(2.8条2(a)) 発効時におけるMFN税率又は協定発効前日におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ(2.8条2(b))

調査の際の通報	実施前の通報・協議	暫定措置	発効期間(上限)	措置の漸進的緩和	再発効禁止期間	補償	対抗措置(モロトリアム)
調査の開始、損害の認定の際に SG 委員会に通報する(12 条 1)	SG 措置の実施の前に SG 委員会に通報するとともに、利害関係国と協議する(12 条 1、3)	あり(200 日以内)(6 条)	当初 4 年以内、延長 4 年の計 8 年以内(7 条 1~3)	1 年を超える措置は、漸進的に緩和(7 条 4)	既発効商品への再発効は、従前の発効期間と同一の期間禁止(但し、最低 2 年は再発効不可)(7 条 5)	実質的に等価性の譲許その他の義務を維持するよう努力(8 条 1)	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に(8 条 2) ②絶対的な場合、発効後 3 年以上以降に 実質的に等価性の対抗措置が可能(8 条 3)
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する(6.6 条 1(a)(b))	SG 措置の実施・延長の前に相手国に通報し、協議する(6.6 条 1(c))	なし	原則 2 年以内であるが、例外的に最長 3 年まで可能(6.4 条 2)	1 年を超える場合は、漸進的に緩和(6.4 条 4)	既発効商品への再発効禁止(6.4 条 6)	実質的に等しい貿易効果又は価値の関税措置(6.7 条 1)	輸入の増加が 実質的に等価値の関税措置(6.7 条 2)
	SG 手続開始に関する協議要請の通告を行う(801 条 2(a))	なし	原則 3 年以内(801 条 2(c))	なし	同上(801 条 2(d))	実質的に等価値の貿易自由化措置(801 条 4)	輸入の増加が 実質的に等価値の関税措置(801 条 4)
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する(18 条 3(a))	SG 措置の実施・延長の前に相手国に通報し協議する(18 条 3(a)(c))	あり(200 日以内)(18 条 9)	原則 2 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(18 条 3(d))	1 年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示(18 条 3(d))	既発効商品への再発効は、従前の発効期間と同一の期間禁止(但し、最低 1 年は再発効不可)(18 条 3(e))	実質的に等価値の関税措置(18 条 4)	輸入の増加が 実質的に等価値の関税措置が可能(18 条 4)
調査の開始の際に相手国に通報する(53 条 7、8)	同上(53 条 8、9)	同上(54 条)	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(53 条 5)	3 年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示(53 条 5)	同上(53 条 6)	同上(53 条 10)	同上(53 条 11)
同上(23 条 4(a))	同上(23 条 4(a)(c))	同上(23 条 9)	原則 4 年以内であるが、例外的に最長 5 年まで可能(23 条 4(d))	1 年を超える場合は、漸進的に緩和(23 条 4(d))	同上(23 条 4(e))	同上(23 条 5(a))	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に ②絶対的な場合、発効後 18 箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(23 条 5(b)(c))
同上(22 条 5(a))	同上(22 条 5(a)(d))	同上(22 条 4)	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(22 条 5(e))	同上(22 条 5(a))	同上(22 条 5(f))	同上(22 条 6(a))	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に ②絶対的な場合、発効後 12 箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(22 条 6(b)(c))
同上(23 条 1(a))	同上(23 条 1(b)、24 条 1)	同上(25 条 1)	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(22 条 (a))	同上(22 条 (b))	同上(22 条 (c))	同上(24 条 3)	実質的に等価値の関税措置(24 条 3)
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する(22 条 3(a)(i)(ii))	同上(22 条 3(c))	同上(22 条 7(a))	原則 3 年以内であるが、最長 5 年まで可能(22 条 3(d))	同上(22 条 3(d))	同上(22 条 3(e))	同上(22 条 4(b))	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に ②絶対的な場合、発効後 24 箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(22 条 4(b)(d))
調査の開始の際に相手国に通報する(21 条 4(a)(i))	同上(21 条 4(c))	同上(21 条 9(a))	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(21 条 4(d))	同上(21 条 4(d))	同上(21 条 4(e))	同上(21 条 5(b))	実質的に等価値の関税措置(21 条 5(d))
同上(24 条 4(a)(i))	同上(24 条 4(c))	同上(24 条 9(a))	原則 4 年以内であるが、例外的に最長 5 年まで可能(24 条 4(d))	同上(24 条 4(d))	同上(24 条 4(e))	同上(24 条 5(b))	同上(24 条 5(d))
同上(20 条 7(a)(i)(ii))	同上(20 条 7(c))	同上(20 条 11(a))	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(20 条 7(d))	同上(20 条 7(d))	同上(20 条 7(e))	同上(20 条 8(a))	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に ②絶対的な場合、発効後 24 箇月以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(20 条 8(c))
調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する(20 条 6(a)(i)(ii))	同上(20 条 6(c))	同上(20 条 11(a))	同上(20 条 6(d))	同上(20 条 6(d))	同上(20 条 6(e))	同上(20 条 7(a))	同上(20 条 7(c))
同上(20 条 5(a))	同上(20 条 5(c))	同上(20 条 9(a))	原則 2 年以内であるが、例外的に最長 3 年まで可能(20 条 5(d))	同上(20 条 5(d))	同上(20 条 5(e))	同上(20 条 6(a))	実質的に等価値の関税措置(20 条 6(b))
調査の開始(23 条 4(a)(i))	同上(23 条 4(a)(ii)、(c))	同上(23 条 (c))	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 5 年まで可能(23 条 4(d))	同上(23 条 4(d))	同上(23 条 4(e))	同上(23 条 5(a))	輸入の増加が ①相対的な場合、発効後 2 年以内に ②絶対的な場合、発効後 2 年以上以降に 実質的に等価値の関税措置が可能(23 条 5(c))
同上(34 条 1(a)(b))	同上(35 条 1、2)	同上(33 条 2)	原則 2 年以内であるが、例外的に最長 3 年まで可能(31 条 1)	同上(30 条 2)	同上(31 条 4)	同上(35 条 3)	実質的に等価値の関税措置(35 条 4)
最長 1 年(2.14 条 2)	調査の開始、損害の認定の際に書面により相手国に通報する(2.15 条 1(a)、(b))	SG 措置の実施・延長の前に相手国に通報し、協議する(2.15 条 1(c)、3)	あり(200 日以内)(2.17 条)	原則 3 年以内であるが、例外的に最長 4 年まで可能(2.15 条 4)	1 年を超える場合は、漸進的に緩和(2.15 条 4)	既発効商品への再発効は、従前の発効期間と同一の期間、又は 1 年のうち長い期間再発効禁止(2.15 条 5)	実質的に等価値の関税措置(2.16 条 2) 譲許停止の 30 日前までに書面通報すること
最長 18 ヶ月(2.10 条 2)	調査の開始の際に書面により相手国に通報する(2.11 条 1(a))	SG 措置の実施・延長の前に相手国に通報し、協議する(2.11 条 1(b)、3)	あり(200 日以内)(2.13 条)	原則 3 年以内であるが、最長 6 年まで可能(2.9 条 1)	1 年を超える場合は、漸進的に緩和(2.9 条 1)	既発効商品への再発効は、従前の発効期間と同一の期間、又は 1 年のうち長い期間再発効禁止(2.9 条 2)	実質的に等価値の関税措置(2.12 条 2)

< 基準・認証制度 >

(1) ルールの背景

WTO には、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的なハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定 (WTO/TBT 協定) がある (詳しくは第 II 部第 11 章参照)。EPA/FTA においても、基本的に、各国の制度上の専門性、地域の特殊性を考慮しつつ、基準認証に関する条項が設けられている。

(2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT (貿易の技術的障害) 委員会、APEC/SCSC (基準・適合性小委員会) 等の多国間における専門家間の協議を通じて制度的な問題点の共有化を図り、各国と共同歩調をとりながら議論を進めることにより、制度面での透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが適切かつ有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するという WTO/TBT 協定の目的に沿って、我が国のこれまでの EPA では、日インドネシア EPA 及び日ブルネイ EPA を除き、基準認証分野について次のように規定している。

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日アセアン EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、日豪 EPA、日モンゴル EPA は、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、また一部の協定は、強制規格、適合性評価手続及び透明性に関し、WTO/TBT 協定に基づく権利義務の再確認を超えるレベルの要素を一部盛り込んでいる。日シンガポール EPA では、相互承認 (MRA) 章を設け、電気製品等に関して輸出国側の政府が指定した適合性評価機関が行った輸入国側の基準・手続に基づく適合性評価結果を輸入国側が承認するとしている。日本国内での MRA の的確

な実施を確保するため、MRA 法 (特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律) を制定している。日タイ EPA、日フィリピン EPA における MRA 章では、輸出国側の輸出国内適合性評価機関を輸入国側の関連法令 (我が国は電気用品安全法) に基づいて「輸入国政府が」指定し、当該機関による適合性評価結果を輸入国側が承認する制度を規定している (なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第 3 章「人の移動」を参照)。

TPP は、WTO/TBT 委員会における議論及び 3 年見直しの成果を広範に取り入れており、従来の EPA よりも包括的かつ高い水準の内容を規定している。透明性を強化する諸規定により、我が国が他の締約国による強制規格等の作成に関する情報を確実に入手し、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。各種手続の合理化について規定する条文等も我が国企業の海外展開を後押しする効果があると考えられる、

① 日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日アセアン EPA、日スイス EPA、日ベトナム EPA、日ペルーEPA

日メキシコ EPA では第 3 章第 3 節に、日マレーシア EPA では第 5 章に、日チリ EPA では第 7 章に、日アセアン EPA では第 5 章に、日スイス EPA では第 5 章に、日ベトナム EPA では第 6 章に、日ペルーEPA では第 6 章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。これらの EPA は、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、また、一部の EPA は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関して、情報交換、共同研究等の協力を行い、小委員会の設置及び両締約国政府による照会所を指定すること等を規定している。

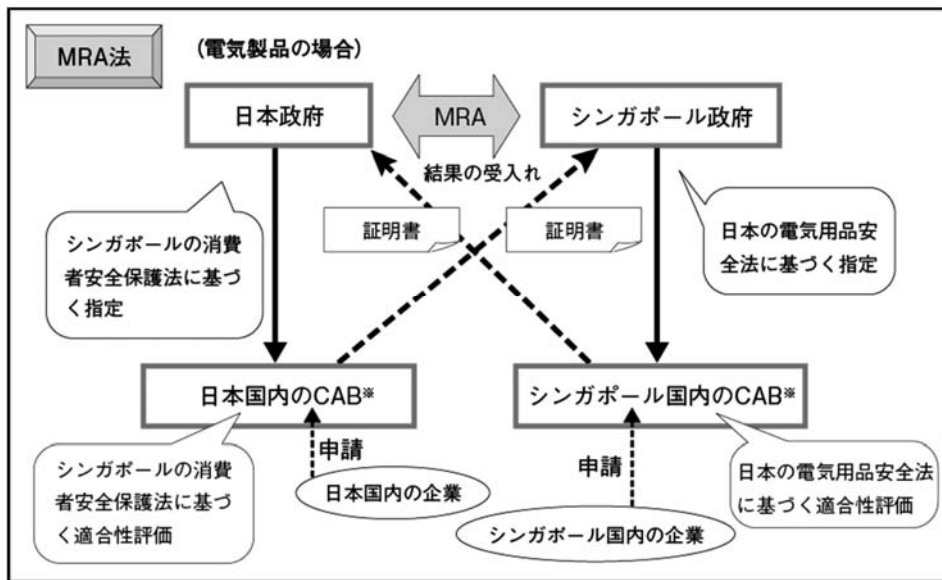
特に日ペルーEPA においては、従来の EPA に比して適合性評価手続及び透明性を中心に手続規則を強化しており、例えば、①一方の締約国が他方

の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価
 手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、
 要請に応じて理由を説明すること、②適合性評価
 機関の認定(指定)に際して、可能な場合には、他
 方の締約国における適合性評価機関に対して、自
 国に立地する適合性評価機関よりも不利でない条
 件で認定(指定)を行い、一方の締約国が他方の締
 約国の適合性評価機関の認定(指定)を拒否する場
 合は、要請に応じて理由を説明すること、③また、
 強制規格及び適合性評価手続の作成に際し、
 WTO/TBT 協定に基づく通報と同時に、他方の締約
 国にも通報し、公衆及び他方の締約国が書面によ
 る意見を提出するための期間(少なくとも 60 日間)
 を置くよう努めること、④制定された全ての強制
 規格及び適合性評価手続を公式のウェブサイトにお
 いて無料で公開することに努めること等を規定し
 ている。これらの規律は WTO/TBT 協定の義務の
 強化・明確化を図るものであり、我が国企業のビ
 ジネス環境の改善を目的とするものである
 (WTO/TBT 協定の主要な義務については、第 II 部

第 11 章参照)。日ペルーで新たに設けられた規定
 の一部は、その後の日豪、日モンゴル EPA でも採
 用されることになった。

② 日シンガポール EPA

第 6 章に相互承認章を設けている。輸出側
 の政府が指定した機関が、輸入側側の基準及び手
 続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評
 価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同
 等の保証が得られるものとして相互に受け入れる
 ものである。例えば、日本政府が日本国内の機
 関をシンガポールの国内基準との適合性を評価
 する機関として指定し、当該機関での適合性評
 価結果をシンガポールが受け入れる制度である。
 適用範囲は、電気製品、通信端末機器及び無
 線機器である。なお、日本国内での MRA 的
 確な実施を確保するため、MRA 法(特定機器
 に係る適合性評価手続の結果の外国との相互
 承認の実施に関する法律)を制定している。

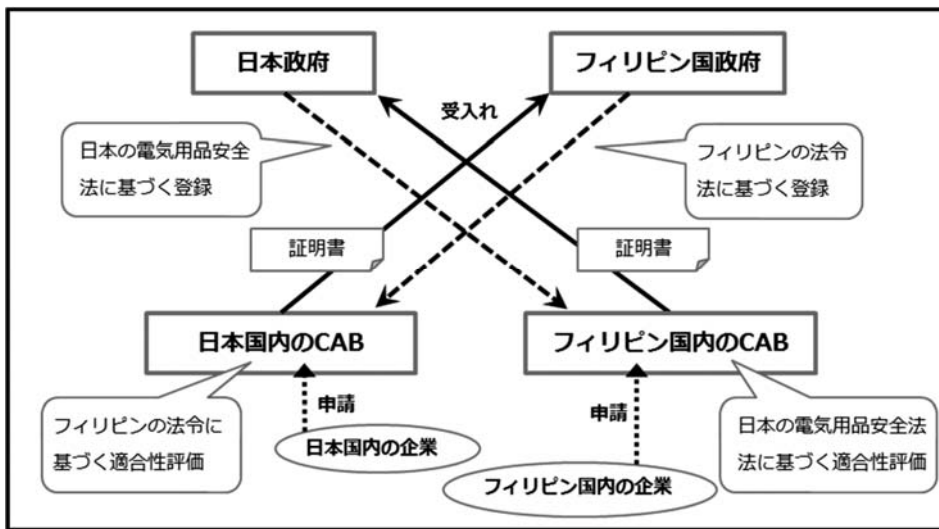


※CABとは、適合性評価機関 (Conformity Assessment Body) の略であり、認証や試験を行う機関。
 ・MRAとは、相互承認協定 (Mutual Recognition Agreement) の略。MRAに基づく我が国の義務を履行
 するとともに、日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法(特定機器に係る適合性評価
 手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律)を制定している。

③ 日タイ EPA、日フィリピン EPA

日タイ EPA 及び日フィリピン EPA では、双方とも第 6 章に相互承認章を設けており、輸出国内の適合性評価機関の指定（登録）を輸入国政府が直接行うことを双方で認め合うことを規定している。例えば、フィリピン国内で日本の基準への適合性を評価する機関を日本政府が指定し、当該機関での適合性評価結果を日本が受け入れる制度である。適用範囲は、日タイ EPA、日フィリピン EPA ともに電気製品である。日シンガポール EPA との違いは、日シンガポール EPA では、シンガポール国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づ

いてシンガポール政府が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、日本国内での的確な実施を確保するため、MRA 法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定しているのに対し、日タイ EPA、日フィリピン EPA では、タイ若しくはフィリピン国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて「日本政府が」指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっており、MRA 法ではなく既存の法律（電気用品安全法）で担保されている点である。



- ・日本の電気用品安全法では、日本域外のCABを登録することができる法体系となっている。
- ・日フィリピンEPAタイプの相互承認においては、既存の法律（電気用品安全法）の枠内で対応可能なため、担保法（MRA法）は必要ない。

④ 日インド EPA

日インド EPA では、第 5 章に強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置について定められており、この中で相互承認については小委員会を通じて何らかの取り決めを行うことの実現可能性について討議する旨規定されている。また、第 5 章には、後発医薬品に関する協力についても定められており（第 54 条）、一方の締約国の者が他方の締約国の市場への後発医薬品の投入のために要求される登録その他の承認の申請を行う場合には、この申請が他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合、関連手

続きにおいてその国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨規定している。

⑤ 日豪 EPA

2015年1月に発効した日豪EPAでは、第6章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。従来の EPA と同じく、WTO/TBT 協定に基づく権利義務を再確認し、小委員会を設置し、照会所に相当する「調整当局」を指定することを規定している。適合性評価手続及び透明性の条文には、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価

機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関の認定（承認）を拒否する場合は、要請に応じて理由を設営説明すること、③強制規格及び適合性評価手続の作成に際し、WTO/TBT 協定に基づく通報と同時に、他方の締約国にも電子的に送信すること等を規定している。（①～③は日ペルーEPA にも同様の内容が規定されている。）

⑥ 日モンゴルEPA

2016年6月に発効した日モンゴルEPAでは、第6章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章が設けられている。従来のEPAと同じく、WTO/TBT協定に基づく権利義務を再確認し、両締約国政府による照会所を指定し、小委員会を設置することを規定している。適合性評価手続に関しては、①一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関で行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合に、要請に応じて理由を説明すること、②適合性評価機関の認定（指定）に際して、可能な場合に、他方の締約国の適合性評価機関に対し、自国の適合性評価機関よりも不利でない条件で認定（指定）を行い、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関の認定（指定）を拒否する場合は、要請に応じて理由を設営説明すること等を規定している。（①及び②は日ペルーEPAに規定されている内容と同じ。）

⑦ TPP・TBT章

2016年2月に署名に至ったTPPでは、第8章に「貿易の技術的障害」章を設けている。従来のEPAと異なり、WTO/TBT協定の主要条文をTPP協定に

組込む方式を採用。小委員会を設置し、照会所に相当する「連絡部局」を規定している点は従来型EPAと同じだが、協力及び貿易円滑化、情報交換及び技術的討議といった条文を新設している。主な実体規定として、①関連する国際規格が存在するか否かの判断に当たり、WTO/TBT委員会における2000年の決定（いわゆる「国際規格の6原則」）を適用すること、②適合性評価機関の認定（承認）に際して、他の締約国の適合性評価機関に対し、自国の適合性評価機関よりも不利でない待遇を与えること、③強制規格、任意規格及び適合性評価手続の導入に際し、各締約国が利害関係者に意見提出の機会を与え、当該意見を考慮すること等によって他の締約国の者が措置の作成段階に参加することを認めること、④国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、⑤WTO通報と同時に各締約国に当該通報及び提案を電子的に送信すること、⑥他の締約国内の適合性評価機関に対し、認定等を通じて自国の適合性評価機関よりも不利でない待遇を与えること、⑦強制規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国及び他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常60日間とすること、⑧強制規格及び適合性評価手続に関する要件の公表と実施の間に設ける「適当な期間」を通常6ヶ月以上とすること等を規定している。

また、我が国が結んだEPAのTBT章として、分野別附属書を初めて設置しており、①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品の7分野に関するルールを附属書に規定している。